

ICT建設機械の導入経費の一部を補助します！

— 大分県建設産業DX推進事業 —

令和6年度
一次募集

1 事業概要

建設産業における深刻な担い手不足に対応するため、県内建設業者に対し、ICT建設機械による施工に必要な機器を導入する経費の一部を助成することにより、建設現場におけるDXを推進し、生産性向上や就労環境の改善、職場定着等を図ることを目的としたものです。

2 対象事業者

次の(1)～(4)のいずれにも該当する者。

- (1) 大分県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を有すること。
- (4) 「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）」に基づく資格の格付け又は認定を受けた者であること。

※令和6年度一次募集では、昨年度までに、本補助金の交付決定を受けた事業者は申請できません

3 補助対象経費、補助率

補助対象経費	補助率・補助上限額		
	補助率	区分	補助上限額
ICT建設機械による施工に必要な機器で、以下に示すものの購入に係る経費 ・ICT建設機械 ・既存の建設機械をICT建設機械化するための後付け機器	1/2 以内	通常枠	100万円
		<新設> 賃上げ枠	150万円 実績報告前の直近1ヶ月の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、交付申請前の直近1ヶ月と比較して、1.5%以上増加していること。

※消費税及び地方消費税は対象外です。補助金額は、予算の範囲内で千円未満切捨とします。
※この補助金以外に当該機器等の導入に関して別途補助金等の交付を受ける場合は、当該導入経費から別途交付を受ける対象経費の額を除いた額を対象経費とします。
※補助事業期間内に契約が完了しない割賦による支払いは対象外とします。

4 申請期間、申請方法

申請期間（一次募集） **令和6年4月10日（水）～令和6年4月30日（火）**

申請方法 電子申請の場合 → 大分県建設政策課ホームページから申請

紙申請の場合 → 大分県建設政策課へ提出
(所管の土木事務所企画担当への提出も可)



5 補助事業者の選定

提出された書類の内容について、この事業の目的に沿ったものであるか、活用計画や見込まれる効果が期待できるか等により承認の可否を判断します。

なお、要件を満たした申請が予算額を超過した場合は、県下全域への普及拡大を目的に応募者数等を加味して土木事務所管内毎に配分枠を設定した上で、抽選により補助対象事業者を選定することとします。

6 普及拡大への協力

補助対象事業者となった者は、以下について協力するものとします。

- ・県の発注工事等での積極的な活用
- ・現場見学会開催等の普及活動
- ・活用効果等に関するアンケート調査への回答

